

「法教育」の教材作成に 興味がある方のための 教材作成

*****ワークショップ*****

- * [日 時] 2022年9月10日(土) 10:30~18:00 (受付:10:00~) *
- * [会 場] 公益社団法人商事法務研究会会議室 (茅場町/八丁堀駅 徒歩3分) *
- * [対 象] 法教育の教材作成に興味がある方ならどなたでも (先着20名) *
- * [概 要] 法学研究者が法教育に適すと考える話題等を提供し、
参加者がその話題等などをもとに法教育教材を作成し、
参加者相互に意見交換・協議などを行い教材として
ブラッシュアップし、今後の授業で利用できる教材を作成する *
- * [法学研究者] 坂東 俊矢先生(京都産業大学法学部[民法・消費者法]) *
- * [コーディネーター] 藤井 剛先生(明治大学文学部) *
- 長島 光一先生(帝京大学法学部) *
- * [持ち物] Word搭載のPC、保存用のUSBメモリなど付属品、
教材作成で使用する資料等 *
- * [参加費] 1,000 円(昼食代込) *
- * [申込方法] 氏名・所属・当日連絡がつく電話番号を明記のうえ、
法と教育学会事務局までメールでお申し込みください *

法と教育学会事務局

お申込み
お問い合わせ

URL <http://gakkai.houkyouiku.jp/>

MAIL gakkai@houkyouiku.jp

講師の紹介

ばんどう としや

坂東 俊矢先生／京都産業大学法学部教授（民法・消費者法）

- * 私は、消費者の視点から民法を考えるのが仕事です。民法は人を対等平等のものとしします。これはとっても大切なことです。でも、現実決してそんなに単純ではありません。消費者は事業者と比べて、情報の質や量などについて格差があるとされています。契約法の理論を、できるだけ「生身の人」を組み込んで考えること。私のスル消費者の視点での民法の勉強とは、そんなことなのだと思います。
- * 趣味は、音楽。Jazzからpopsまで幅広く聴きます。
- * ちなみに小田和正さんのおっかけでもあります。



主なご著書：

『これからの消費者法－社会と未来をつなぐ消費者教育』

（谷本立命館大学教授、カライスコス京都大学准教授との共著）法律文化社（2020年6月）

『判例から学ぶ消費者法第3版』

（島川大阪市大名誉教授との共編）民事法研究会（2019年11月）

「若年消費者の契約被害の実際から考える消費者法の課題（再論）」

消費者法研究11号（2021年11月、信山社、11－33頁）

***** 講義概要 *****

2022年4月1日、民法が改正され、未成年者の年齢がそれまでの20歳から18歳に引き下げられました。それによって、親の同意のない契約を取り消すことができる未成年者取消権を18歳、19歳の若者は行使できなくなりました。成年年齢の引下げは、婚姻や自らの性の決定にも変化をもたらしています。

若者が自分の判断で契約をしたり、人生の選択をしたりすることは大切なことです。でも、それは決して簡単なことではありません。失敗することもあるでしょう。消費者として被害にあった場合にどうするのか。誰かと結婚することはどんなことなのか。大人になるとはどういうことなのか。若者にそうした問いかけをするについて、教育は何ができるのでしょうか。ごいっしょに考えてみたいと思います。